

## 第5編 給与(大月都留広域事務組合職員の給料の半減に関する規則)

### ○大月都留広域事務組合職員の給料の半減に関する規則

(平成3年12月27日規則第6号)  
改正 平成7年9月11日規則第3号

(趣旨)

**第1条** この規則は、大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和42年条例第6号。以下「職員給与条例」という。)附則第4項に規定する給料の半減に関し必要な事項を定めるものとする。

(1年を超えて勤務しないときに給料の半額を減ずることとなる場合)

**第2条** 職員給与条例附則第3項の規則で定める場合は、同項に規定する傷病休暇(以下「傷病休暇」という。)が結核性疾患による場合とする。

(引き続き勤務しない期間の範囲)

**第3条** 職員給与条例附則第3項の引き続き勤務しない期間には、週休日(大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第5号)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)、祝日法による休日等及び年末年始の休日等(職員給与条例第5条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。)その他の当該療養期間中の傷病休暇の日以外の日が含まれるものとする。

(異なる疾病による傷病休暇が引き続いていている場合の給料の半減)

**第4条** 1の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による傷病休暇が引き続いていている場合においては、次項に規定する場合を除き、当初の傷病休暇の開始の日から起算して90日(当該他の負傷又は疾病による傷病休暇が結核性疾患による場合にあっては、1年)を経過した後の傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

2 傷病休暇の開始の日から起算して90日を経過した後1年を経過するまでの間に結核性疾患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷(以下「非結核性疾患等」という。)による傷病休暇が引き続き続いている場合においては、当該非結核性疾患等による傷病休暇により勤務を欠くこととなった日以後の傷病休暇の日につき、給料の半額を減ずる。

(給料の日割計算)

**第5条** 月の途中において給料の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき給料の半額が減ぜられる場合における給料は、当該給与期間の現日数から週休日の日数を基礎とした日割計算によって支給する。

**附 則**

(施行期日等)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

**附 則**(平成7年9月11日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大月都留広域事務組合職員の給料の半減に関する規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。